

令和5年度 第2回 立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会 会議概要

| | |
|------|--|
| 会議名称 | 第2回 立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会 |
| 開催日時 | 令和5年10月30日（月） |
| 開催場所 | 立川市役所 302 会議室 |
| 次 第 | 開会 1. 辞令交付及び委員の自己紹介＜資料1＞ 2. 障害者差別解消の施行について＜資料2＞ 3. 条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取組について＜資料3・4・5＞ 4. 特定相談の対応状況について＜資料6＞ 5. その他連絡事項等 閉会 |
| 出席者 | [委 員] 吉川会長、長谷川副会長、高橋（実）委員、島村委員、児玉委員、山本委員、玉川委員、野々委員、奥山委員、原子委員、山本委員、宮本委員、片岡委員、浅見委員、高橋（正）委員、佐藤委員（敬称略、順不同） [事務局] 白井障害福祉課長、杉浦障害福祉推進係長、片川障害福祉第三係長 西村主事 |
| 欠席委員 | 西山委員、山浦委員、岡部委員、島田委員 |
| 会議資料 | ＜資料1＞ 障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会委員名簿(案) ＜資料2＞ 令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます(内閣発行) ＜資料3＞ 条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取組について(令和5年度) ＜資料4＞ キラリっ子ファミリーカフェ通信 ＜資料5＞ 障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査結果(案)抜粋 ＜資料6＞ 特定相談の対応状況 ・障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】(令和5年4月内閣府施策担当) |
| 傍聴 | 3人 |

開会

1. 辞令交付及び委員の自己紹介＜資料1＞

[事務局説明]

今回の会議より委員の変更があったため報告。

＜変更＞

- ・立川市三師会： 伊佐間茂樹 様 → 片岡滋 様

[質疑・意見等] 特になし

[決定事項] 報告のみ、異議なし

2. 障害者差別解消の施行について＜資料2＞

[事務局説明]

令和6年4月1日より障害者差別解消法【合理的配慮の義務化】が施行されるため、内閣府発行の資料を配布。立川市では、行政機関は既に義務化されていたが、昨年度の条例の改正により事業所も義

務化となった。

[質疑・意見等] 特になし

[決定事項] 共有のみ、異議なし

3. 条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取組について<資料3・4・5>

[事務局説明]

令和5年度に行われた、条例の啓発関しての取組について報告

- ・小学生向け条例ガイドブック配布
→総合的な学習の時間等に障害理解教育を推進する教材として活用している。
- ・障害のある人と小学生による交流イベント「コラボアート」
→1つのテーマをもとに協力してアート作品の制作に取り組み、相互理解や地域での交流を目的としたイベント。
- ・市民等啓発事業
→障がいのある人もない人も暮らしやすい立川を考える会と契約委託し、事業を進めている。
「やさしいまちの取組」、「キラリっ子ファミリーカフェ通信」
- ・ヘルプマーク、ヘルプカードの配布
→市内4か所(障害福祉課、窓口サービスセンター、健康会館及び総合福祉センター)で配布。
- ・いきいきたちかわ出前講座
→平成30年度より条例に関する講座を新設し、各種団体等へ周知啓発を行っている。今年度は12月2日に開催予定。
- ・その他
→条例をテーマに研修を開催
「民生委員・児童委員障害福祉部会研修」
「行政研修(市の新任職員を対象・毎年開催)」

障害福祉計画・障害児福祉計策定のためアンケート調査結果(案)について、一部抜粋したものを報告。今後、完成版はホームページ等に掲載予定。

アンケートの結果について

- 「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を知っています
知っている、聞いたことがあるが約40%、知らないが60%
- 令和4年度合理的配慮の提供の条例を改正したことを知っていますか
役半数が知らないという
- 障害を理由として差別をされたことがありますか
約30%がある

[質疑・意見等]

- ・条例に関して、立川市では国の施行よりも1年早く行っているが、まだまだ周知が足りないと感じる。広報等での啓発や事業所での講座など、周知に力を入れていきたい。
- ・障害を持っている方、またそのご家族も条例に関して周知している方が少ない。障害福祉サービスを利用されている方は特に、条例に関して理解してもらうよう障害福祉サービス事業所による働きかけが必要であると感じる。
- ・一部市内バス会社で、筆談対応が出来ることを表す「耳マーク」が無く、乗車時や緊急時に何か伝えるときに不便を感じる。またタクシーでは、筆談で行き先を告げる際にすでにメーターを動かしている運転手がいる。障害の特性に合わせた対応を求めている。
- ・普段の生活で生じる不満や不安を、自ら発信しない障害者が多いと感じる。積極的に声を上げてほしい。

- ・条例の周知や障害への理解はまだまだ足りず、協議会以外での広報活動等取り入れていく必要がある。
- ・障害者団体、事業所、ボランティア団体等、啓発を行っていく。

[決定事項] 異議なし

4. 特定相談の対応状況について<資料6>

[事務局説明]

相談①：相談者は自身の夜間の介助に自費でヘルパーを依頼していたが、市のケースワーカーが訪問した際に自費での支払いが多額であり、夜間介助の心配のない施設入所を勧められた。

→協議会では、選択肢を与えるような提案ではなく、命令的な発言であったため差別に該当するのではないかというご意見をいただいた。それらを相談者には伝え、今回の件は終結。

相談②：車イス利用者の相談者が市内バスに乗車する際、いつも降りられているバス停で降りたいと伝えたと、運転手は考え込むような回答に時間がかかる様子であった。即座に回答が来なかったため乗車拒否されたということでバスを降りられた。

→お互いしっかりとコミュニケーションが取れていたら、今回の件は起きずに済んだのではないかと。建設的な対話が必要である。

バス会社、相談者両方から意見を聞き、対応を進めていきたい。

相談③：相談者は、自身の住宅関係のポイントカードの手続きが完了しているか手話通訳者を介して電話をしたところ、個人情報のため本人またはその家族でなければ照会できないと拒否された。また、事業所が関西のため立川市から条例に関しての対応はできていない。

→今回の件に関わらず電話での対応に関しては、個人情報を第三者のサービスを介して聞くことが出来ないケースが他にもある。今後同じようなケースがあった場合、来年度は障害者差別解消法が施行されるため、都外でもしっかりと対応を行っていきたい。

[質疑・意見等] 特になし

[決定事項] 情報共有のみ、異議なし

5. その他連絡事項等

[事務局説明]

協議会の任期が来年度で委員の改選になる。年明けに各団体様の方に依頼をさせていただきたい。

障害者施策推進委員会についても委員の改選があり、2月から3月にかけて市民公募がある。1名欠員が出るため、委員方の知り合いなどで声をかけてほしい。

次回の協議会は、令和6年1月22日を予定。

[質疑・意見等] 特になし

[決定事項] 共有のみ、異議なし

閉会